

奈良市NPO法人条例指定制度
概要・手続きの手引き
(簡易版)

奈良市市民部地域づくり推進課

ONPO法人条例指定制度って？

NPO法人が奈良市（県）に申請をして議会の議決を得ると、市（県）指定のNPO法人になることができます。指定のNPO法人になることで、様々なメリットがあります。



○指定NPOになるメリットって？

○市民の方々からの寄附を受けやすくなります！

奈良市及び奈良県の条例指定を受けた NPO 法人に寄附をした納税者が個人住民税の申告を行うと、個人市民税・個人県民税が軽減されるため、市民からの寄附促進につながります。



○認定 NPO 法人になりやすくなります！

条例指定を受けると、認定 NPO 法人になるための要件のうち、最も難しいといわれている Pst(パブリック・サポート・テスト※)要件のひとつを満たすことになるため、認定 NPO 法人になりやすくなります。

※Pst 要件とは、特定非営利活動促進法で規定される認定 NPO 法人となる際の要件のひとつで、NPO 法人が広く一般から支持されているかどうかを、経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合等により判定するものです。



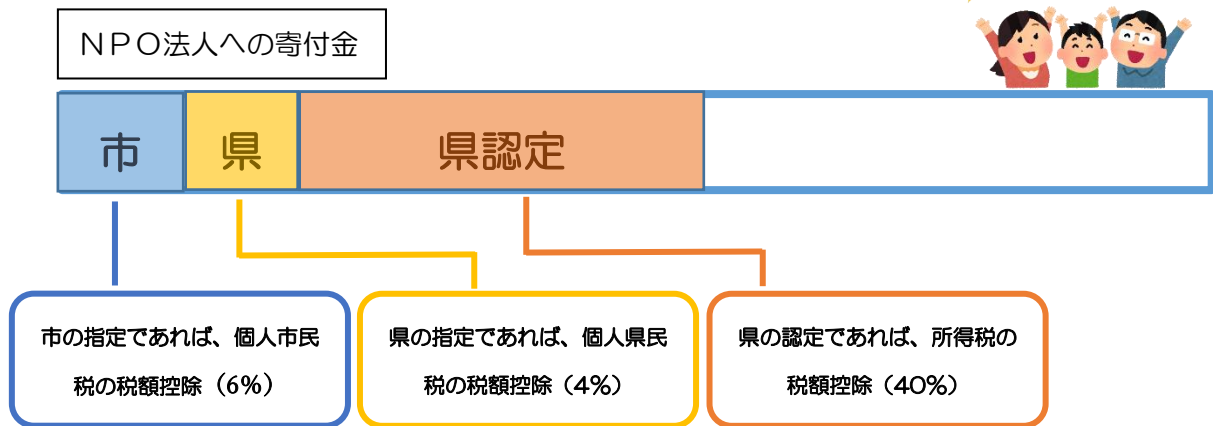
○社会からの信頼性が高まります！

条例に法人名が明記されることにより、知名度が向上し、社会からの信頼性が高まります。



○税の軽減って？

奈良市の指定を受けたNPO法人に市民が寄附をすると、個人市民税から寄附金額の2,000円を超える額について、6%の税額控除が受けられます。また、寄附した団体が奈良県からも条例指定を受けていれば、さらに個人県民税から同様に4%の税額控除が加わり、合わせて10%の税額控除が受けられます。さらに、寄附した団体が認定NPO法人であれば、指定による税額控除10%に加えて、所得税からも40%の控除が受けられます。
※ただし、申告する必要があります。



○対象のNPO法人は？

奈良市内に事務所を有するNPO法人であることが対象の条件です。

〈申請可能〉

- ・主たる事務所、従たる事務所が奈良市内にある場合
- ・主たる事務所が奈良市街にあるが、従たる事務所が奈良市内にある場合

〈申請不可〉

- ・主たる事務所、従たる事務所が奈良市外にある場合



○指定までの流れは？

事前相談

指定の申出の際は、申出前に事前に相談をお願いします。

場所：奈良市役所北棟 4 階地域づくり推進課 ※事前相談(要予約)



指定の申出

毎年度期間を定めて指定を受けようとする NPO 法人の指定の申出を受け付けます。指定を受けようとする NPO 法人は、指定申出書を地域づくり推進課に提出してください。

場所：奈良市役所北棟 4 階地域づくり推進課



申出書類の縦覧

申出書類を受理後、申出のあった年月日、申出のあった法人の名称、代表者の氏名、事務所の所在地、定款に記載された目的を公開するとともに、申出書類のうち、特定の書類を 1 か月間、地域づくり推進課にて縦覧します。



審査委員会で審査

(1) 指定の申出があった場合は、申出書等その他必要な事項について指定基準を満たしているかどうか審査を行います。また、活動内容を具体的に把握するため、市職員等による実態調査を行う場合があります。

(2) 審査を適正に行うために「奈良市 NPO 法人条例指定制度審査委員会」に、意見を聴きます。



市議会へ議案提出

申出された法人について条例に法人名等を記載するための審議を行います。

※議会で申出を行った法人名を記載した条例案が可決・成立すると、その条例の施行日から指定 NPO 法人となります。



○新規申請の手続きに必要なものは？



新規申請の場合は、指定基準の判定の対象となる実績判定期間が2事業年度となりますので、2年分の書類のご用意をお願い致します。

○申請に必要な書類

申請書類・添付書類（市HPに指定の様式がございます）		チェック	
指定申出書	指定申出書	<input type="checkbox"/>	
指定の様式等	指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	<input type="checkbox"/>	
	指定特定非営利活動法人指定申出書及び添付書類一覧（兼チェック表）	<input type="checkbox"/>	
	指定基準等チェック表（どれか一つ）	第1表 相対値基準	<input type="checkbox"/>
		第1表 絶対値基準(3,000円50人用)	<input type="checkbox"/>
		第1表 絶対値基準(1,000円100人用)	<input type="checkbox"/>
	受け入れた寄附金の明細（相対値基準選択の場合）	第1表付表1（相対値基準用）	<input type="checkbox"/>
	社員から受け入れた会費の明細（相対値基準選択の場合）	第1表付表2（相対値基準用）	<input type="checkbox"/>
	指定基準等チェック表	第2表(ボランティア・協働)	<input type="checkbox"/>
	指定基準等チェック表(周知)	第3表	<input type="checkbox"/>
	指定基準等チェック表（事業の継続）	第4表	<input type="checkbox"/>
	指定基準等チェック表（公益性）	第5表	<input type="checkbox"/>
	指定基準等チェック表（運営・経理）	第6表	<input type="checkbox"/>
	役員 の 状況	第6表付表1	<input type="checkbox"/>
	帳簿組織の状況	第6表付表2	<input type="checkbox"/>
	指定基準等のチェック表（事業活動）	第7表	<input type="checkbox"/>
	役員等に対する報酬等の状況	第7表付表1	<input type="checkbox"/>
役員等に対する資産の譲渡等の状況	第7表付表2	<input type="checkbox"/>	

指定の様式等	指定基準等のチェック表(情報公開)	第8表	<input type="checkbox"/>
	指定基準等のチェック表	第9表・第10表・第11表	<input type="checkbox"/>
	欠格事由チェック表		<input type="checkbox"/>
	役員等一覧表		<input type="checkbox"/>
	寄附金を充当する予定の事業内容等		<input type="checkbox"/>

書類	内容	チェック
納税証明書	所轄税務署から交付を受けた納税証明書、関係都道府県及び市町村から交付を受けた納税証明書（交付日以前3年間滞納処分を受けたことがない旨を証するもの。	<input type="checkbox"/>
税務に関する書類	税務署などへの申告書類、各種税金の納付書の控えなどその他税務に関する書類	<input type="checkbox"/>
寄付者名簿	※相対値・絶対値基準での申請の場合は名寄せした寄附者名簿と合わせて、入金順に並べた名寄せ前の寄附者名簿を提出してください。	<input type="checkbox"/>
運営組織に関する書類	定款、役員名簿、社員名簿	<input type="checkbox"/>
登記事項全部証明	履歴事項全部証明書	<input type="checkbox"/>
事業報告書		<input type="checkbox"/>
活動計算書		<input type="checkbox"/>
財産目録		<input type="checkbox"/>
貸借対照表		<input type="checkbox"/>
会報誌やパンフレット等	実績判定期間開始日から現在までのもの。提出が可能な分で可。(例)パンフレットやリーフレット等の団体紹介する広報物、機関紙や会報誌等の広報物、新聞記事等マスコミに取り上げられた書類（新聞の切り抜き等）、事業所一覧などその他活動の様子がわかるもの	<input type="checkbox"/>

※上記以外に書類をご用意いただく場合がありますので、その際は別途ご案内いたします。

○指定申出(更新)期間と指定の時期は？

申出期間

約1か月間 ※開庁日の8時30分～17時15分にて受付
(例年7～8月より受付を開始しています。詳細な期間については奈良市ホームページをご覧ください。)

指定の時期

指定の時期 	控除対象となる寄附金
12月ごろ	指定した年の1月に 遡及してから5年間

○条例指定後にすることは？

指定NPO法人になると、多くの支援者に説明する責任が生じることから、一般のNPO法人に対して義務付けられている所轄庁(奈良県)への事業報告書等の提出以外にも市へ報告する義務があります。指定を受けた団体は、必要な書類を作成し、主たる事務所又はその他市内の事務所のうち当該閲覧を請求した者が選択した事務所において閲覧させなければなりません。指定を受けた団体は、毎事業年度3か月以内に必要書類を作成し、備え置かなければなりません。

○毎年度の書類の作成

指定後報告様式、事業報告書、役員名簿、定款、活動計算書、貸借対照表、財産目録、役員名簿、社員10名以上の者の名簿、寄付者名簿

上記の書類を毎年度作成し、備え置いて頂きますようお願い致します。

○事業内容等の変更があった場合の報告

名称、主たる事務所若しくはその他市内事務所の所在地、事業内容等の変更があった時は、事業内容変更届出書等を提出する必要があります。

※所轄庁（奈良県）への変更の届出も必要です。

変更事項	提出書類	
①法人の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容変更届出書 ・ 変更後の定款 ・ 登記事項証明書の写し 	
②事務所の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容変更届出書 ・ 変更後の定款（定款の変更がない場合は不要） ・ 登記事項証明書の写し 	
③事業内容の変更	<< 定款に変更があった場合 >> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容変更届出書 ・ 定款変更認証を受けたことを証する書類の写し ・ 変更後の定款 ・ 登記事項証明書の写し 	
	<< 定款に変更がない場合 >> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容変更届出書 	
④代表者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容変更届出書 	
⑤役員の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容変更届出書 ・ 欠格事由チェック表 ・ 役員等氏名一覧 ・ 変更後の役員名簿 	
⑥定款の変更※①～③を除く	<< 登記事項に係る変更の場合 >> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容変更届出書 ・ 変更後の定款 ・ 登記事項証明書の写し 	
	<< 定款変更認証事項の場合（①を除く） >> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容変更届出書 ・ 変更後の定款 ・ 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ・ 定款変更認証を受けたことを証する書類の写し 	
	<< 定款変更届出事項の場合（①を除く） >> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容変更届出書 ・ 変更後の定款 ・ 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 	

○指定の更新をするには？



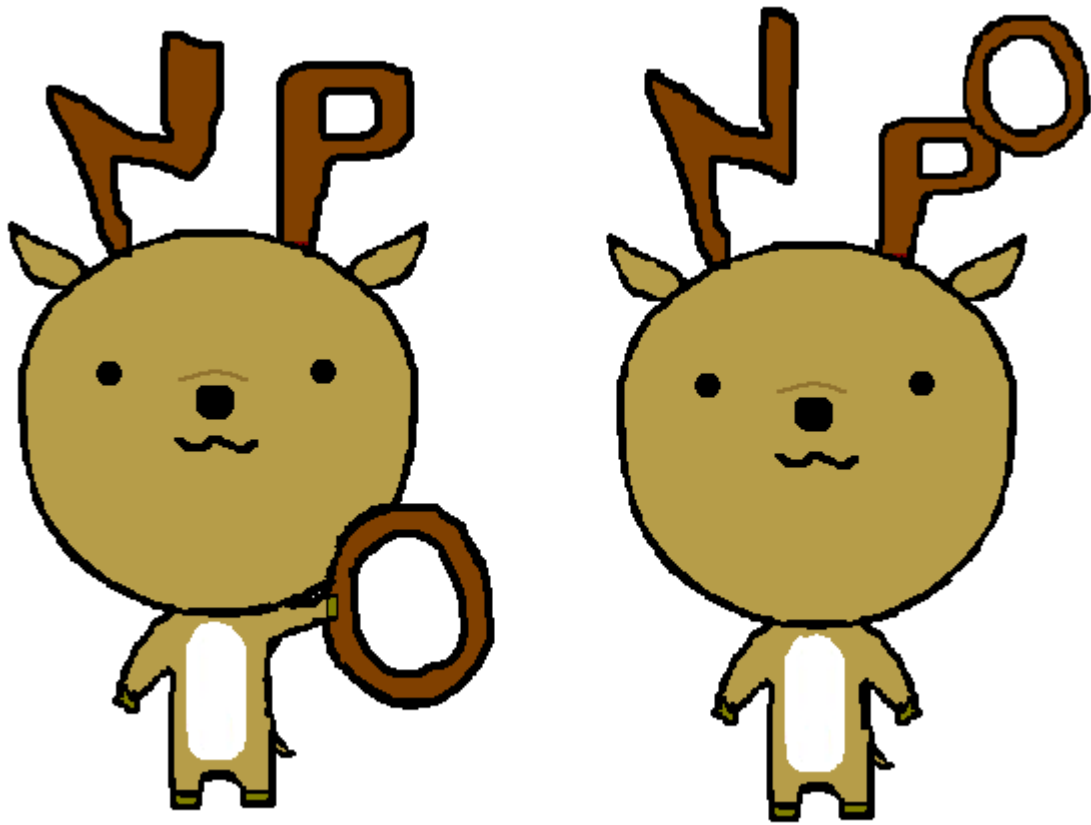
指定の有効期間（指定の効力を生じた日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過する日）以後、引き続き、指定を受ける場合は、指定の更新の申出をする必要があります。

○更新に必要な書類

	申請書類・添付書類（市HPに指定の様式がございます）	チェック	
指定更新申出書	指定更新申出書	<input type="checkbox"/>	
指定の様式等	指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	<input type="checkbox"/>	
	指定特定非営利活動法人指定申出書及び添付書類一覧（兼チェック表）	<input type="checkbox"/>	
	指定基準等チェック表 （いずれか一つ）	第1表 相対値基準	<input type="checkbox"/>
		第1表 絶対値基準(3,000円50人用)	<input type="checkbox"/>
		第1表 絶対値基準(1,000円100人用)	<input type="checkbox"/>
	受け入れた寄附金の明細（相対値基準選択の場合）	第1表付表1（相対値基準用）	<input type="checkbox"/>
	社員から受け入れた会費の明細（相対値基準選択の場合）	第1表付表2（相対値基準用）	<input type="checkbox"/>
	指定基準等チェック表	第2表(ボランティア・協働)	<input type="checkbox"/>
	指定基準等チェック表(周知)	第3表	<input type="checkbox"/>
	指定基準等チェック表（事業の継続）	第4表	<input type="checkbox"/>
	指定基準等チェック表（公益性）	第5表	<input type="checkbox"/>
	指定基準等チェック表（運営・経理）	第6表	<input type="checkbox"/>
	役員の状況	第6表付表1	<input type="checkbox"/>
	帳簿組織の状況	第6表付表2	<input type="checkbox"/>
	指定基準等のチェック表（事業活動）	第7表	<input type="checkbox"/>
	役員等に対する報酬等の状況	第7表付表1	<input type="checkbox"/>
	役員等に対する資産の譲渡等の状況	第7表付表2	<input type="checkbox"/>
指定基準等のチェック表(情報公開)	第8表	<input type="checkbox"/>	
指定基準等のチェック表	第9表・第10表・第11表	<input type="checkbox"/>	

指定の様式等	欠格事由チェック表		<input type="checkbox"/>
	役員等一覧表		<input type="checkbox"/>
	寄附金を充当する予定の事業内容等		<input type="checkbox"/>
指定後報告様式 (各年度ごとに5年分の提出をお願い致します)	法人の概要、事業の概要		<input type="checkbox"/>
	役員等氏名一覧表	様式①	<input type="checkbox"/>
	役員等に対する報酬等の状況チェック表	様式②	<input type="checkbox"/>
	役員等に対する資産の譲渡等の状況時チェック表	様式③	<input type="checkbox"/>
	運営組織及び経理に関する基準	様式④	<input type="checkbox"/>
	寄付に関するチェック事項表	様式⑤	<input type="checkbox"/>
	役員 の 状況	様式⑥	<input type="checkbox"/>
	帳簿組織の状況	様式⑦	<input type="checkbox"/>
	事業活動に関する基準	様式⑧	<input type="checkbox"/>
	情報公開に関する基準	様式⑨	<input type="checkbox"/>
	事業報告書等所轄庁への提出の有無	様式⑩	<input type="checkbox"/>
欠格事由チェック表	様式⑪	<input type="checkbox"/>	

ご自身でご用意していただく書類	チェック
定款	<input type="checkbox"/>
納税証明書(国・県・市)	<input type="checkbox"/>
登記全部事項証明書	<input type="checkbox"/>
事業報告書	<input type="checkbox"/>
活動計算書	<input type="checkbox"/>
賃借対照表	<input type="checkbox"/>
財産目録	<input type="checkbox"/>
年間役員名簿	<input type="checkbox"/>



ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

〒630-8580

奈良市二条大路南1-1-1

奈良市 市民部 地域づくり推進課 協働推進係

TEL 0742-34-5193

FAX 0742-34-5194

E-mail : chiikidukurisuishin@city.nara.lg.jp

